古賀市いじめ防止対策推進委員会及び問題対策連絡協議会傍聴規程

古賀市いじめ防止推進委員会 令和6年7月10日決議

(傍聴の申込)

- 第1条 会議の議事の傍聴を希望する者は、会議の当日、その会議場において、受付を 行うものとする。
- 2 傍聴を希望する者が多数で定員10名を超えるときは、先着順に傍聴者を決定し、傍 聴席に入ることのできない場合は傍聴の申込を断ることができる。

(傍聴席に入れない者)

- 第2条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
- (1) 人に危害を加えるおそれのある物品を携帯した者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類その他傍聴に不要と認められる物品を携帯している者
- (4) 鉢巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章は除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (5) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (6) その他会長が不適当と認める者

(傍聴者の遵守事項)

- 第3条 傍聴者は、次の事項を遵守し、静穏に傍聴しなければならない。
- (1) 傍聴席の出入りは、静粛にしなければならない。
- (2) 帽子、コートの類を着用したまま傍聴席へ入ることはできない。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りではない。
- (3) 私語等会議の妨害となるような行為をしてはならない。
- (4) 会議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明してはならない。
- (5) 鉢巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章は除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等示威的行為をしてはならない。
- (6) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (7) 写真、動画の撮影、録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。
- (8) その他、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴者の入退室)

- 第4条 傍聴者の入退室は、次の各号による。
- (1) 審議中における入室及び退室は、原則として認めない。
- (2) この規程に違反し、会長に退室を命じられた者は速やかに退室しなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めのない事項は、いじめ防止推進委員会委員長が定める。